

所 属	健康福祉部 高齢福祉課		
担当(係)名	施設担当	内線	2596

認知症高齢者グループホーム等の防災補強

<介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業>

1 事業費	【財源内訳】	【主な使途】
827,808 (前年度 360,416)	一般財源 827,808	負担金、補助及び交付金 827,808 (整備費補助)

2 背景・現状

平成21年の消防法改正により新たにスプリンクラーの設置が義務化された高齢者施設に対して、設置費用の助成を行い防火対策の促進を支援しているが、さらに、22年9月に閣議決定された「3段階の経済対策」(平成22年9月10日決定)により、23年度からスプリンクラー設置義務のない小規模グループホームについても、スプリンクラー及び自動火災通報設備等の設置について支援を行うこととなった。

また、国の「緊急総合経済対策」(平成22年10月8日決定)に基づき、グループホーム等の小規模施設について、耐震化等の防災対策上必要な改修等の費用を助成することとなった。

3 事業目的

平成21年4月の消防法改正により、新たにスプリンクラーの設置義務の生じた高齢者施設に対して、設置費用を助成し防火対策の支援を行う。

また、認知症高齢者グループホーム等の小規模施設については、スプリンクラー及び自動火災通報設備等の消火設備の設置や、地震等防災対策上必要な補強改修等に対する費用の助成を行い、利用者の安全性確保を図る。

4 事業概要

(1) 既存施設のスプリンクラー等整備費補助

【対象事業】

- スプリンクラー設置費用
- 自動火災報知設備等 (※認知症高齢者グループホームのみ)

(2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業費補助

【対象事業】

- 耐震化等の防災対策を目的とした改修事業
- アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修事業
- 建物の用途変更に伴い必要となる改修事業 等

(款) 3 民生費	(項) 1 社会福祉費	(目) (7) 老人福祉費
(明細書事業名) ○老人福祉施設費		
介護基盤緊急整備特別対策事業費		